

今般、法務省法教育研究会においてまとめられた論点整理に対して、日本弁護士連合会としては、基本的にこの論点整理に基づき、研究会において、さらなる議論が進められることを期待します。

1 弁護士・弁護士会のこれまでの取り組み

弁護士、弁護士会はこれまでも、中学生・高校生だけでなく広く市民を対象に、司法教育を実践してきました。内容は、消費者問題・家族問題・一般民事問題・司法制度の仕組みなど多岐にわたり、またその方法も講義形式だけでなく、模擬裁判の実演や指導、法廷傍聴など、創意工夫が凝らされたものとなっています。実施する場所も学校・公民館・ホール・カルチャーセンター・弁護士会館などバラエティーに富んでいます。

現在の学校教育の科目では不十分な司法制度の紹介や基本的な法律知識を、このような形で補い、また成人に対しては生涯教育として市民向けの教育活動を行っています。

これらの活動は、司法の仕組みを理解してもらい、生活に必要な法律知識をわかりやすく紹介しながら、対話を大切にすることに重点がおかれており、今後も積極的に行っていくことになっております。

しかし、司法に関する知識を伝えることを狙いとした司法教育にとどまらない「法教育」の必要性が教育の世界でいわれるようになりました。

法教育の核心は、知識としての法律を教えることではなく、自由で公正な民主主義社会(立憲民主主義社会)で「法の支配を支える市民」としての資質を身につけてもらうことにあります。法の役割や原理、法制度の成り立ちについての知識、それらを応用する技能、さらに他人を尊重し、基本的人権を守り、法に従って問題を解決する姿勢を身につけるためのものです。

年齢に応じた教育内容が工夫できるので、たとえばアメリカでは、幼稚園から成年までを対象に行われており、長年にわたって弁護士会が中心となって教材作りや法教育にあたる教員の養成を行っています。

日弁連は一昨年「市民のための法教育対策ワーキンググループ」を立ち上げ、昨年3月にはこれを新たな委員会組織に発展させて、日本に「法教育」を根付かせる活動に本格的に取り組んでいます。昨年6月には「市民のための法教育シンポジウム2003」と題するシンポジウムを開催しました。

また、各弁護士会連合会においても、関東弁護士会連合会が、2002年9月に「子どものための法教育～21世紀を生きる子ども達のために」、中部弁護士会連合会が、2003年10月に「『子どもが学ぶ法の精神』—新しい法教育への挑戦—」というタイトルでシンポジウムを開催し、法教育に取り組むことを考え始めています。

2 法務省・法教育研究会の「論点整理」に対する意見

今回、法務省の法教育研究会が提示された「論点整理」は、基本的には、司法制度改革審議会の意見書の趣旨を推し進めるものとして十分に評価できるものと考えています。

しかしながら、今後は、この論点整理でまとめられたものを基盤として、研究会の提言では、是非とも、広く学校教育などにおいて法教育がすべての子どもたちに対して行われるこ

ととなるものとして頂くことを期待するとともに、日弁連としても、その活動に主体的に関わっていきたくて考えております。現在、研究会では、学校教育を中心に検討がされておりますが、学校教育の対象でない幼児さらには成人に対する法教育についても検討する必要があります。

さらに、裁判員制度について、国会でその法案が上程されておりますが、その制度を国民に理解してもらうためには、法教育においても工夫をする必要があります。

以下、必要性、内容、カリキュラムについて若干のコメントをいたします。

(1) 法教育の必要性 国際化の視点を付加すべき

法教育の必要性について、「論点整理」に触れられている点に付加して、国際化が進む日本社会における法教育の必要性にも触れるべきです。

日本社会の国際化、国際社会の中で生きる人間の育成といった問題を考える上でも、法教育は必要不可欠なものであると考えます。

日本社会は、今後ともますます国際化が進み、日本人の活動の場は今後ますます世界に広がっていくことが予想されます。地球の裏側に出向いて現地で異文化の人や企業や国とビジネスの交渉をする、国際的なNGO団体に所属して意見を交換する、外国企業に就職し労使関係を結ぶ、留学や転勤で海外に移住し外国の地域社会で活動する、外国企業との契約トラブルに対処する、海外旅行中に事件に巻き込まれるなど、さまざまな場面が考えられます。そして、国内で生活をしていても、国際化の動きから無関係ではられません。

また、人権問題は国内だけではありません。難民問題、外国政府の人権弾圧、外国人労働者など人権問題も国際化しているのは周知の事実です。

ところが、世界には、多様な人種、民族、言語、宗教があり、意見や利害を調整するために使われるエネルギーは国内問題の処理に使うそれと比べると格段の差があります。そこではまさに、法的な感覚や法教育の視点の有無が問われるのであり、相手の意見を聞き、相手の立場を考えながら、自分の意見を的確に述べ、必要に応じてルールを作りながら、双方の言い分を調整する能力が試されることになるのです。

したがって、法教育は国際化の観点からも必要であり、わが国の未来を担う子どもたちに法に関心を持ってもらうために法教育を行う意義はうたがうべくもありません。

(2) 法教育の内容

「規範意識の涵養」について

論点整理の「3 我が国における法教育等の在り方(2) 法教育の内容として考えられる事項」の最終項目には、「多様な人々が共生するために、相互尊重のルールである法を守る重要性を理解させ、規範意識を涵養するための教育を充実する必要がある。」とあげられています。

「規範意識」という言葉については、法・法律・ルールとどのような関係に関わるのか、きちんとした検討が必要です。辞書的には、「規範」とは、「行動や判断の基準・手本。

《哲》〔norm〕単なる事実ではなく、判断・評価などの基準としてのととるべきもの・準拠。標準。規格。」とされ(大辞林)、「規範意識」とは、「ウィンテルバントの用語。経験的・相対的な価値判断の意識ではなく、普遍的・絶対的な価値を価値として妥当させる

意識、ある価値判断の前提となっている価値を価値として認める意識」とされています(大辞林)。

このように「規範」は、法・法律といった「法規範」を含むとは考えられるものの、より広く、倫理的、道徳的なものを含んでおり、そのような価値について、法教育がどのように扱うべきかはきちんとした吟味が必要であると考えます。

従って、この項目にある、「多様な人々が共生するために、相互尊重のルールである法を守る重要性を理解させ、規範意識を涵養するための教育を充実する必要がある。」の部分は削除すべきといえます。むしろ、「ルールをどう作るか、ルールに基づいてどのように紛争を解決していくかについて教え、そのことによって法が国民の生活をより豊かにするものであり、国民を単に束縛するだけのものではないということを一層認識させる必要がある。」の中に「多様な人々が共生するために、相互尊重のルールである法を守る重要性を理解させるべき」の部分を取り入れて提示すべきと考えます。

権利・自由の尊重の衝突、調整

同じく、「法教育の内容として考えられる事項」の「法の趣旨やその基礎にある価値(憲法上の価値等)について一層理解を深めさせる必要がある。法によって自らの権利・自由が守られているとともに、他者の権利・自由をもまた尊重しなければならないという権利と責任の密接な関係について認識を深めさせる必要がある。」の部分に関して、

権利・自由の尊重ということが理解されることは大切なことであるが、しかし、現実にかかるトラブルは、お互いのもつ権利、自由が衝突することで生起している場面が少なくなく、そうした場面を理解し、どのような調整の原理で解決を図るべきかを考えることが大切なことであることまで深く切り込んだ記述が必要ではないかと思料します。

(3)カリキュラムの検討に当たって留意すべき点

カリキュラムを考える場合に、子どもたちが、法教育を授業で受けるだけでなく、その後関心を持った子どもたちが、その関心を生かして自らの能力を育てていくことが重要です。

学校で法教育の考え方を子どもたちに認識・理解させるとしても、時間的な限界があるため、それだけで十分とはいえないでしょうし、また、いくら法教育を学んでも、現実の法的紛争の解決は、法律実務家でなければ対処できないのがほとんどであるのが実態です。

したがって、法教育の授業を実施するだけで、法教育が終わるというのではなく、生徒たちが法に関心を持つ機会を作るという視点こそが重要なのです。

たとえば、理科教育を受けて自然に興味をもった子どもが、空にはどんな星があるか自分で望遠鏡をのぞいたり、昆虫はどんな生活をしているのか自分で草むらを分けて調べたりするなど、結局は、関心を持った子供が好奇心から自分で能力を育てていくことが期待されています。

法教育も同様で、法律や法教育の考え方に触れた子どもたちが、授業外の場で、自発的に能力を伸ばしていくことが期待されるのであり、法教育の実施はそのための大事なきっかけと位置づけられるものです。

ふと日常生活を振り返りますと、新聞、雑誌記事、テレビニュースなど法教育の素材には事欠かない状況にあります。たとえば、他国紛争への自衛隊派遣一つをとっても、法教育の考え方から、手続や権利、責任などについて自分で調べたり考えたりすることが可能であり、

生徒会や自治会、サークル活動など実社会ではなおさら、そのようなチャンスにあふれているといえます。

結局は、法教育を受けて法に関心を持った子どもたちが、現実の素材の前で自分の能力を育てていくことが期待されるのです。

最後に、日弁連としては、最初に述べたように、法教育に積極的に関与していくことを企図しており、そのための体制、法教育の内容について今後も検討を重ね、弁護士が法教育をサポートすることを実現していきたいと考えていることを述べて、まとめとさせていただきます。